

南丹市地域環境保全型農業推進方針

平成 2 5 年 4 月 改正

京 都 府 南 丹 市

目次

1	基本的な考え方	1
	（1）地域農業の現状と課題	
	（2）今後の推進方針	
2	推進体制及び方策	2
	（1）推進体制	
	（2）推進方策	
3	取組目標	4
4	作物別生産体系	5
5	その他必要な事項	5

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

南丹市は、平成18年1月1日に園部町、八木町、日吉町、美山町が合併し誕生したまちであり、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接する面積616.31km²（京都府の13.4%）と広域である。地勢については、緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中・南部を淀川水系の桂川（大堰川）が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっている。年平均気温は、13度前後で、山陰内陸性気候となっている。道路基盤は、北部に国道162号、南部に国道9号、国道477号、国道372号、京都縦貫自動車道が走っており、域内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっている。また、鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市などへの通勤圏にある。

本市の農家戸数（2010年農業センサス）は3,216戸（販売戸数2,244戸、自給的農家972戸）で販売農家のうち専業農家が436戸、第一種兼業農家が156戸、第二種兼業農家が1,652戸となっている。

本市の農業産出額（平成18年）は約50億円であるが、京都府全体の約7%を占め、このうち畜産が42%、米が37%、それ以外では、京阪神地域に近接しているという立地条件を生かし、都市近郊型生産地として、京のブランド産品（みず菜・壬生菜・九条ねぎ・伏見とうがらし・紫ずきん・新丹波黒大豆・京都大納言小豆等）の栽培が盛んである。

また、本市では、ほ場整備、農道整備等を実施し、生産の拠点づくりを進めている。また、耕畜連携の強化と堆肥の有効利用を推進してきたが、依然として化学肥料や農薬に依存する傾向があり、環境保全型農業の推進が喫緊の課題となっている。

さらに、本市には持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方針

農業は、環境と最も調和した産業であり、緑豊かな景観や農村環境を形成するものである。特に本市内に多い水田農業は、洪水調節、地下水かん養及び土壌浸食防止など国土や環境の保全にも貢献している。

しかし、消費・流通サイドからは農産物に対して安定供給や高品質化及び規格化が求められるとともに、生産サイドでは生産性の向上を求めるあまり、化学肥料や農薬への過度の依存による水質悪化、施設園芸等における廃プラスチック類の処理問題など、農業が環境に負荷を及ぼしている事例も一部において見られる状況であ

る。

一方、環境問題に対する社会的な関心や消費者の農産物に対する安全志向の高まりから、京都府の環境にやさしい農業（農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性の向上を図りつつ環境への負荷の軽減に配慮した持続可能な農業）推進基本方針とも連携し、本市の農業のあり方を抜本的に見直し、地域全体として環境保全型農業に取り組むことを目標とする。

本市で推進する環境保全型農業は、「有機物の土壌還元等による土づくりと合理的作付体系を基礎として、化学肥料・農薬等の効率的利用により、これら資材への依存を減らすこと等を通じて環境保全と生産性との調和に配慮した農業」であり、本市の営農条件に即した現行の基本技術及び生産資材の適正使用をもとに今後の新しい技術の開発・導入によって高い水準を目指すものである。併せて、カエル、ホタル、クモ、ミミズ、サギ類などの生きものと共生する農業生産の推進を図る観点で、冬期湛水管理や耕作放棄地の解消などを行いつつ、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

2 推進体制及び方策

(1) 推進体制

①環境保全型農業の推進組織

南丹市の地形的状況等に差がある中で、地域に応じた環境保全型農業を推進するため、以下の組織と連携し、事業を推進する。

- ・南丹市農業技術者協議会
- ・園部町農業技術者会
- ・八木町農業技術者会
- ・日吉町農業技術者会
- ・美山町農業技術者員協議会

②南丹市推進方針講習会等の開催

環境保全型農業推進方針を農業者に周知徹底するため、①の組織の協力を得て必要に応じて推進方針講習会等を開催する。

(2) 推進方策

①土づくり

土壌は、農作物の栽培期間を通じて水分や施肥成分を適切に供給し、併せて根の活動を維持するため酸素供給も行う。土壌のこれらの機能を整えるために、保肥力を向上させ、透水性や通気性、保水性、土壌硬度等の物理的な性質について、総合的に向上させる土づくりが必要である。

土づくりを行うには、堆きゅう肥の施用や緑肥作物、稲わら等の収穫残さのすき込み等を実施し、必要に応じて土づくり肥料及び土壌改良資材を施用する。なお、堆きゅう肥を連用する場合は、含有する肥料成分量を考慮し施肥量を調整する必要がある。

また、ほ場の排水性を確保する暗きょ等の施工や作土層の拡大のための深耕も大切である。

②施肥

農作物の養分吸収量を上回る施肥は、農地での濃度障害や周辺への養分流亡を引き起こすことになるため、化学肥料や土づくり肥料の施用に際しては、土壌診断を行い土壌中の過不足を把握し、必要量の施用に努める必要がある。また、油粕等の有機質肥料では、肥効が緩慢であるため多投になりがちであり、肥料成分量や肥効の持続期間を考慮して、農作物の必要量以上の施用を行わないように努める。

肥料利用率の向上や土壌環境の維持のために、肥効調節型肥料である被覆肥料や化学合成緩効性肥料、硝化抑制剤入り肥料が有効である。これらの肥料は温度条件や土壌条件により肥効が変化するので、栽培する気象条件や農作物に応じて使用方法を注意する必要がある。

水稻における側条施肥、箱施肥や畑作での作条施肥、植え穴施肥、深層施肥など農作物の根系近傍に施肥を行う局所施肥は、肥料利用率向上に有効である。

また、地域における未利用有機質資源や有機性廃棄物等のリサイクルを進め、土壌改良効果や肥料効果の判定と安全性を確認の上、農地還元を通じて農地の物質還元機能を生かす。

③病虫害対策

農業生態系は自然の生態系とは異なり、作物を栽培するという人間による行為が加わっており、農業生産サイドからは不都合な昆虫や微生物が増えることになる。

農薬は農業の生産性を高めるための重要な生産資材の一つであり、殺虫剤、殺菌剤の使用によって病虫害被害の回避軽減が図れるようになったが、一方で殺虫剤散布による害虫の多発生（誘導多発生）の例もある。

現在登録されている農薬は、以前の農薬と比べれば、人畜や環境に及ぼす影響も少なくなっているが、化学農薬は元来異物であり、目的外の場所に到達して土壌・水・大気を汚染する可能性は無いとは言えず、環境に対する負荷を軽減するためには、使用を出来るだけ少なくすることが望ましい。

そのためには、防除時期の的確な把握と防除要否を高い精度で判定できるような発生予防技術の一層の高度化が必要である。また、寒冷紗被覆や黄色蛍光灯等を活用した物理的防除技術、天敵やフェロモンを活用した生物的防除技術、輪作等作付

体系を利用した耕種的防除技術に加えて、必要最小限の農薬安全使用を含めた病害虫の総合的管理技術が必要である。

④雑草対策

温暖で年間降雨量も多く四季折々に適宜降雨のある我が国では、非常に雑草が多く、雑草防除策としての薬剤の開発と利用が多く、特に水田作では除草剤を利用しない栽培は、一般的には考えられない状況に至っている。

一般に、雑草は作物より生育スピードがはやく、作物の播種と同時に発生するような例では、放任しておくとな作物が栄養、日光等の生育に必要な要素の獲得に敗れることが多い。なんらかの方法で生育初期から一定の期間雑草を抑えることにより、作物の生育収量に影響を与えなくなるが、その期間は、作物と雑草の種類や作期・作型により複雑である。

そのため、新たな雑草種子を持ち込まない対策、発生しても幼植物時期に退治する対策、雑草の特性を理解しその生態を逆に利用する対策を継続的に実施し、マルチ等の資材やカルチ等の機械の利用により、投下労力の低減を図る必要がある。

⑤その他

水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施を推進する。

冬期湛水管理については湛水状態になってから2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置を講じる必要がある。適切な取水措置とは、地下水や排水路からの水のポンプアップや水利権のある農業用水の取水などであり、適切な漏水防止措置とは湛水開始前の畦塗りや畦畔シートによる被覆、代かき、定期的なほ場巡回による畦畔等の補修などである。また、実施にあたっては隣接農地等への影響を考慮する必要がある。

また、取組農業者に対し講習会等により、本方針の周知に加え、冬期湛水管理をするにあたっての手法や1の(2)に掲げた本市のカエル、ホタル、クモ、ミミズ、サギ類などの生きものの生息状況等について情報共有を図る。

3 取組目標

「環境保全型農業直接支援対策」事業や京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針とも連動し、土壌診断による適切な肥培管理、堆肥の有効利用による化学肥料の削減等の取り組みを点から面へ広げる活動を進める。

また、冬期湛水管理については園部町で 39ha（園部町の耕地面積の約5%）、八木町で 36ha（八木町の耕地面積の約5%）、日吉町で 10ha（日吉町の耕地面積の約3%）、美山町で 12ha（美山町の耕地面積の約3%）を目標とする。

4 作物別生産体系

京都府の「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を中心として、環境保全を考慮した作物の生産体系を普及する。

5 その他必要な事項

南丹市は前述のとおり、合併により広い面積を有する市であり、旧町ごとに策定された地域環境保全型農業推進方針を尊重しつつ、本方針を策定する。

また、現在南丹市には、各町に設置された堆肥センターがあり、そこで生産された堆肥を有効に活用し、有機物の土壌還元等による土づくり等を進めるための支援を行う。

京都府病害虫防除所からの予察情報等を有効に活用するとともに、土壌分析施設が整備されている京都府農業改良普及センター、J A京都等関係機関の協力を得て、環境への負荷を極力低減する営農を普及する。